

必ずお読みください！

注 意 書

令和7年4月1日から、沖縄支部、名護支部、平良支部及び石垣支部の不動産等競売事件は那覇地方裁判所本庁で取り扱うことになりました。

これに伴い、本件は支部から那覇地方裁判所本庁に回付され、那覇地方裁判所本庁において売却を実施しております。

入札にあたっては、公告書に表示された事件番号（番号が5桁のもの）を記載した入札書を那覇地方裁判所本庁の執行官室に提出してください。また、入札保証金は那覇地方裁判所本庁あての振込依頼書（振込先が「ナハチサイ」となっているもの）を利用し、那覇地方裁判所本庁あてに振り込んでください。

なお、誤って入札保証金を支部に振り込んだ場合は無効となり、那覇地方裁判所本庁に対して入札終了日までに別途振り込む必要がありますので、ご注意ください。

※誤って振り込まれた入札保証金の還付には数週間を要する場合があります。

【入札に関する問い合わせ】那覇地方裁判所本庁 執行官室

電話番号 098-833-1422（直通）

【上記以外の問い合わせ】那覇地方裁判所本庁 不動産執行係

電話番号 098-918-3328（直通）

令和2年4月1日以降に売却実施処分がされた 不動産競売事件から、入札のルールが変わります

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供等を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時に入札書ごとに下記の各書面を提出する必要があります。

暴力団員等に該当しない旨の 陳述書 (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札が無効となります（追完不可）。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

住民票 (個人の場合)

資格証明書 (法人の場合)

※入札時に提出がないと入札が無効となります（追完不可）。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

※ (入札書等の請求及び入札方法に関する問合せ先)

那覇地方裁判所 執行官室 ☎ 098-833-1422 (直通)

期間入札の公告

令和 7年 8月 5日

那覇地方裁判所

裁判所書記官 横山直子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 10月 1日 午前 9時00分から 令和 7年 10月 8日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年 10月 15日 午前 9時30分 場 所 那覇地方裁判所売却場
売却決定期日	日 時 令和 7年 11月 19日 午前 9時45分 場 所 那覇地方裁判所
買受申出の保証の提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の制限 (民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。

一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 8月 5日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和5年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
2☆	950,000 760,000		190,000	2,551	0
備考					



令和 7年(火) 第20510号

物 件 目 錄

☆2 所 在 国頭郡国頭村字奥世皮原
地 番 1979番
地 目 牧場
地 積 6275平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7年 1月 10日

那覇地方裁判所名護支部

裁判所書記官 嘉 数 達 也

1 不動産の表示

【物件番号2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号2】

隣地との境界が不明確である。

《注 意 書》

- 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 錄

2 所 在 国頭郡国頭村字奥世皮原
地 番 1979番
地 目 牧場
地 積 6275平方メートル



令和 5年(火)第 10 号
令和 6年 2月 9日受理
令和 6年 月 日提出
4.12

現況調査報告書

(物件2)

那霸地方裁判所名護支部
執行官 新田浩史

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 錄

1 所 在	国頭郡国頭村字宜名真吉波山
地 番	1284番144
地 目	畠
地 積	15340平方メートル
2 所 在	国頭郡国頭村字奥世皮原
地 番	1979番
地 目	牧場
地 積	6275平方メートル
3 所 在	国頭郡国頭村字奥世皮原
地 番	1980番
地 目	牧場
地 積	30864平方メートル
4 所 在	国頭郡国頭村字奥世皮原
地 番	1988番
地 目	牧場
地 積	55670平方メートル
5 所 在	国頭郡国頭村字奥世皮原
地 番	1995番
地 目	牧場
地 積	799平方メートル

不動産の表示	「物件目録」のとおり						
住居表示	「住居表示未実施」						
土地	物件 2						
現況地目	<input type="checkbox"/> 宅地 (物件) <input type="checkbox"/> 公衆用道路 (物件) <input type="checkbox"/> 畑 (物件) <input type="checkbox"/> 雜種地 (物件) <input checked="" type="checkbox"/> 牧場(物件 2) <input type="checkbox"/>						
形状	<input checked="" type="checkbox"/> 公図のとおり <input type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面 (各階平面図) のとおり <input type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり <input type="checkbox"/>						
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 <input type="checkbox"/> 上記の者が本土地上に、下記「墓」を所有し、占有している。 <input checked="" type="checkbox"/> 上記の者が牧場の状態で占有している。 <input type="checkbox"/> 上記の者が駐車場として使用し、占有している。 <input type="checkbox"/> 上記の者が耕作して占有している(物件)。 <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり <input type="checkbox"/>						
その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 物件 2 は、牧場であるが、密生した雑草や灌木等のために立ち入りが困難であり、その境界が不明であるため、土地の範囲を特定することができず、その面積は判然としない。ただし、航空写真や併合図等と齟齬する事情は見あたらない。 ■ 物件 2 の公簿上の地目は牧場であるところ、現況は、雑草や灌木等が繁茂した牧草地となっている。なお、国頭村農業委員会からの回答によると、本物件は農振地域内の農用地区域内に存在する農地であり、買受けを希望する者は、買受適格証明書の提出が必要である。 ■ 道路と接面する。 						
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>地方裁判所</td> <td>支部</td> <td>平成 年()第 号</td> </tr> <tr> <td>保管開始日</td> <td>平成 年 月 日</td> <td></td> </tr> </table>	地方裁判所	支部	平成 年()第 号	保管開始日	平成 年 月 日	
地方裁判所	支部	平成 年()第 号					
保管開始日	平成 年 月 日						
建物 (目的外建物)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)						
土地建物の位置関係	<input type="checkbox"/> 建物図面 (各階平面図) のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地位置関係図のとおり						

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■所有会社代表者	本件土地を第三者に使用させている事実はありません。
□ ()	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過

調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
6年 2月 9日	執行官室	国頭村農業委員会に農地照会書作成・送付
6年 2月 19日	那霸地方法務局	謄本等入手
6年 3月 11日	物件所在地	物件特定、占有調査、写真撮影、所有会社代表者と面談

(特記事項)

- 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。
- 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。
- 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。
-

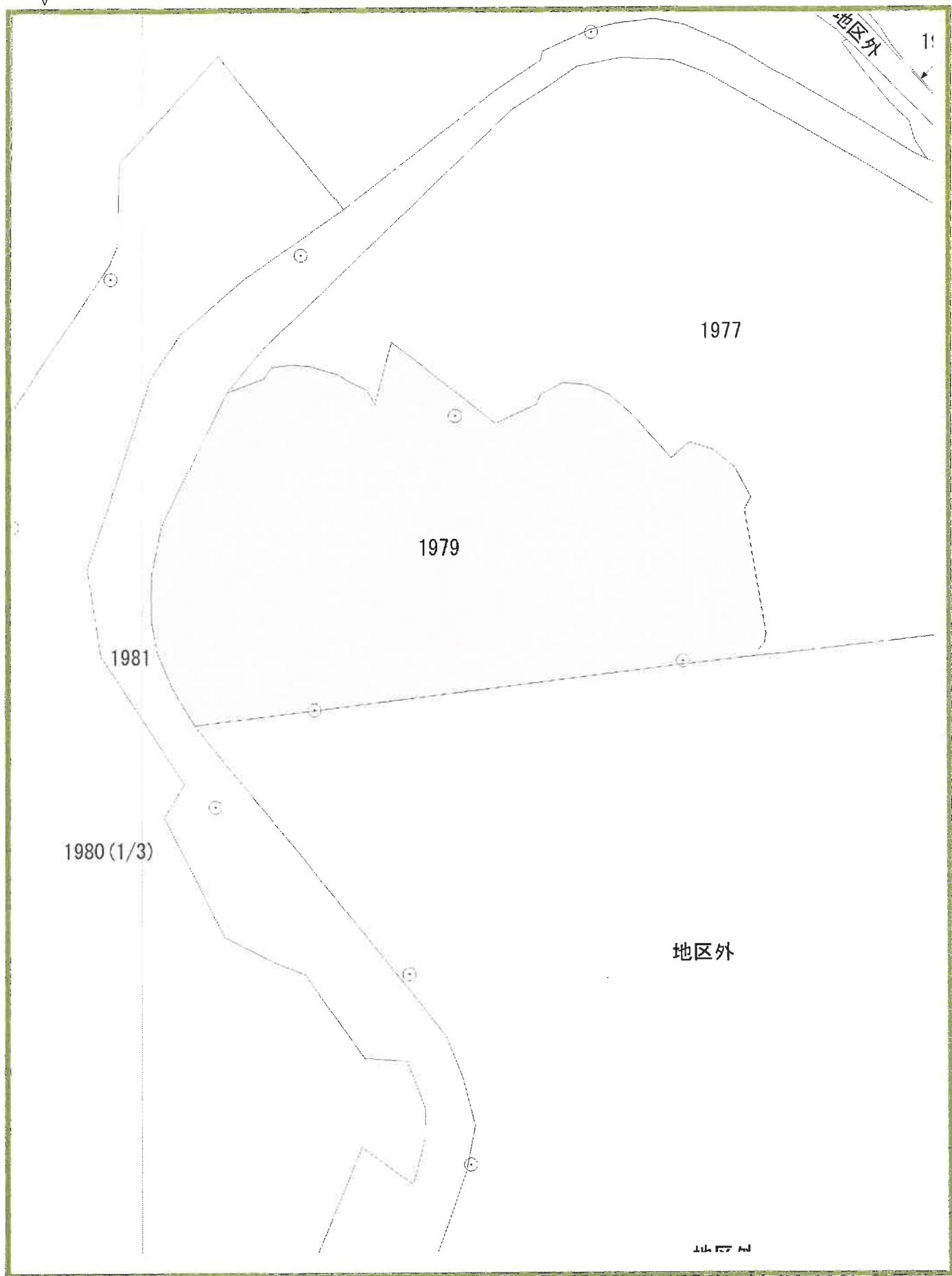
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



1/1000

公図（写）

物件2



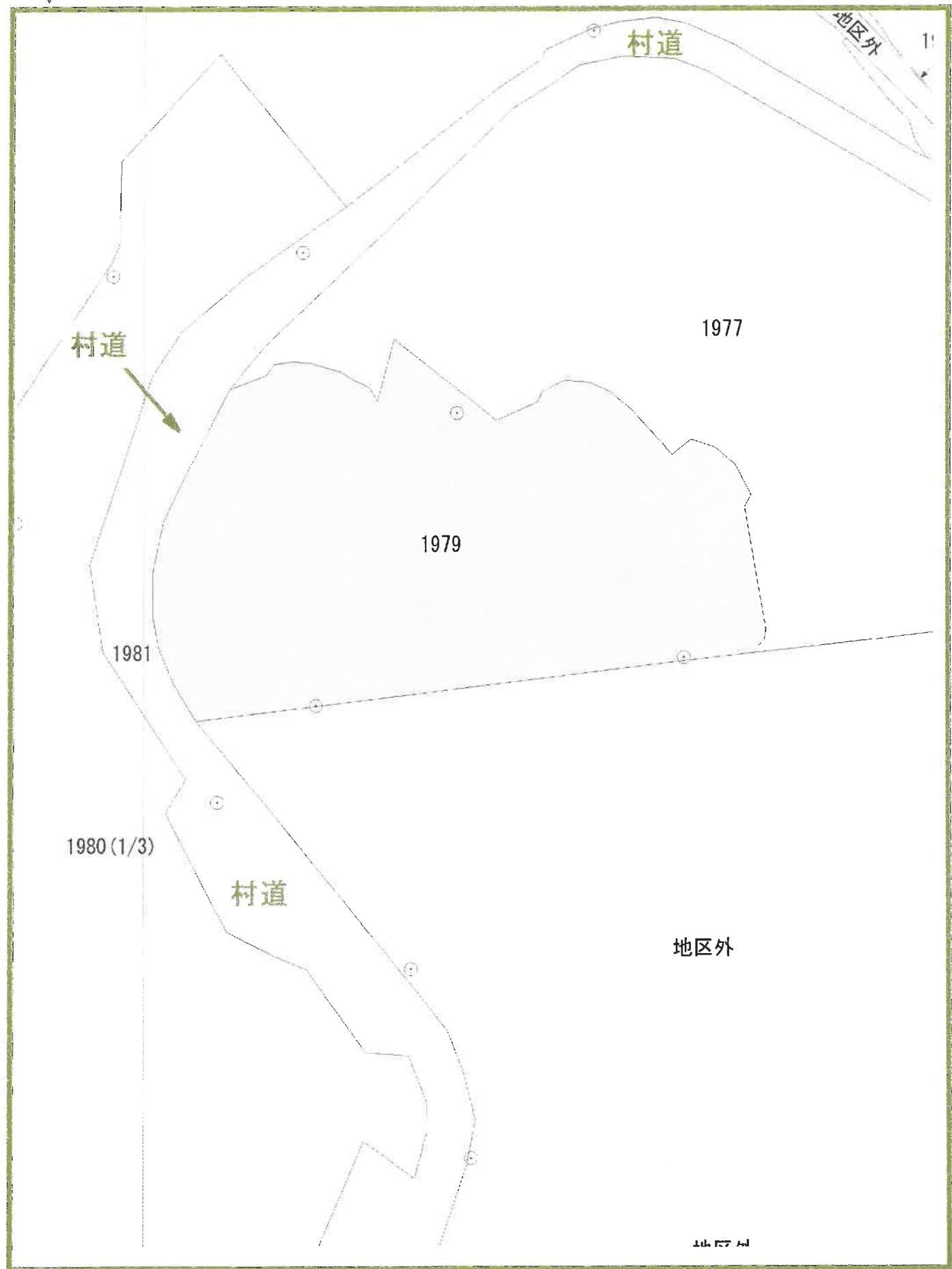
(5枚目)



1/1000

土地位置関係図

物件2



(6枚目)



1



2

(7 枚目)

副

令和 5 年（又） 第 10 号

令和 6 年 3 月 11 日 現地調査

令和 6 年 3 月 28 日 評 價

那霸地方裁判所名護支部 御中

評 價 書
物件 2

評価人 不動産鑑定士

玉那霸 兼雄 印

I 評価額

物件番号	評価額
物件 2 (土地)	金950,000円

II 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は、内覧制度によるほかは物件の内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 58 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

III 目的物件

物件番号	所在等	登記上の表示	現況
2	所在地番地 地目 地積	国頭郡国頭村字奥世皮原 1979番 牧場 6,275m ²	特記事項に記載
物件番号	特記事項		
2	<ul style="list-style-type: none"> 数量については、周辺の草木等により正確に確認できないが、公図等と現地における状況がおおむね符合するので、登記地積を採用して評価した。 買受希望者は、買受適格証明書の提出が必要である。 		

IV 目的物件の位置・環境等

目的土地の概況及び利用状況等

位置・交通 (通作の利便性)	主要目標物 最寄り集落 集荷場	奥やんばるの里の北方約1.4km 奥共同売店まで約1.3km JAおきなわ国頭支店集出荷場まで約25km (以上、道路距離)
付近の状況		当該地域は、標高約50mにあって、土地改良法による換地処分（登記上昭和59年12月15日）がなされた山村奥地の畠地地域である。 物件は、村道に接面しており、周辺には、山林等を介在させつつ、茶畠、牧場が見られる地域である。
主な公法上の規制等	都市計画法 農業振興法 その他の	都市計画区域外 農業振興地域内農用地 —
画地条件 (耕運の難易等)	規形地 模状勢 その他の	6,275m ² ほぼ整形 ほぼ平坦地 防風林等として雑木で画地の周囲を囲っている。
接面農道の状況		西側：幅員約4.0m 村道
土地利用状況		雑草や灌木等が繁茂した牧草地として所有者が占有している。
その他農地状況 (農地収益力等)	肥沃度・通気性 乾・湿の状況 日照・降水等 灌漑排水施設	普通 普通 普通 普通
特記事項		特になし。

V 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

目的土地の土地価格を下記のとおり求めた。

物件番号	標準画地価格 (円/m ²) a	個別格差 b	地積 (m ²) c	土地価格 (円) a×b×c(⇒A)
2	270	1.00	6275.00	1,694,000

(※上記建付地価格は、千円未満四捨五入。以下の試算価格において同じ。)

a 標準画地価格：後記の農地標準価格から比準して査定した。

$$\text{標準価格} \times \frac{100}{100} \times \frac{100}{100} \times \frac{100}{168} = 270 \text{円/m}^2$$

$$450 \text{円/m}^2 \quad \times \quad \frac{100}{100} \quad \times \quad \frac{100}{100} \quad \times \quad \frac{100}{168} \quad = \quad 270 \text{円/m}^2$$

* 時点修正：標準価格の価格時点から評価日までの推定変動率である。

$$\text{* 標準化補正} : \text{農道} \times \text{地勢} \times \text{土壤} \times \text{その他} \\ 1.00 \times 1.00 \times 1.00 \times 1.00 = 1.00$$

$$\text{* 地域格差} : \text{接近条件} \times \text{自然的条件} \times \text{行政的条件} \times \text{その他条件} \\ 1.40 \times 1.20 \times 1.00 \times 1.00 = 1.68$$

$$\text{b 個別格差} : \text{農道} \times \text{地勢} \times \text{土壤} \times \text{その他条件} \\ 1.00 \times 1.00 \times 1.00 \times 1.00 = 1.00$$

c 地 積：登記地積

2. 評価額の判定

前記で求めた価格に、本物件の占有状況、物件自体の特性等による市場性及び前述の競売市場の特殊性を考慮して首題の評価額を求めた。

物件番号	土地価格 (円) a(先のA)	占有減価 修正 b	市場性 修正 c	競売市場 修正 d	評価額 (円) $a \times b \times c \times d$
2	1,694,000	1.00	0.80	0.70	950,000

(※上記評価額は、1万円未満四捨五入)

b 占有減価修正：修正不要

c 市場性修正：取得に際しては、農地法等による手続きの煩雑さを伴うことを考慮して、上記の市場性修正を施した。

d 競売市場修正：前記「II評価の条件」記載の競売市場の特殊性による修正

VI 参考価格資料

○ 標準地（農地）【国頭-2】

所 在 : 国頭郡国頭村字安波川瀬原1092番182
価 格 時 点 : 令和2年4月1日
価 格 : 450円/m²
地 目 : 畑
地 積 : 5,024m²
形 状 : 長方形
地 域 概 況 : 土地改良後の一団の農地地域
接 面 農 道 : 幅員約5m農道
最 寄 り 集 落 : 安波集落約3,300m
法令上の規制等 : 農振農用地区域

VII 附属資料の表示

- 1 位置図
- 2 公図（写）
- 3 土地位置関係図
- 4 現況写真

（B I T用は位置図のみ添付。その他は現況調査報告書を参照。）

以上 6 頁

位置図

